

## 船舶インシデント調査報告書

令和元年12月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（冷却海水供給不能）
発生日時	平成31年4月27日 12時00分ごろ
発生場所	兵庫県明石市江井ヶ島港南西方沖 東播磨港二見南防波堤灯台から真方位202° 2.2海里付近 （概位 北緯34° 39.3′ 東経134° 52.2′）
インシデントの概要	プレジャーヨットシンデレラーⅡは、東進中、機関の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年5月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット シンデレラーⅡ、5トン未満（長さ7.80m）
船舶番号、船舶所有者等	235-13319兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1m 明石市には、4月26日20時16分に強風及び波浪注意報が発表され、本インシデント当時も継続中であつた。
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、帆がマスト等に絡まったので、機関を使用して東進中、荒天により帆を収納できず、プロペラが空転するほど右舷方に傾斜しながら航行していたところ、機関の高温警報が鳴り、機関が停止した。 船長は、本船が傾斜している状況から、船底の海水吸入口から海水吸入ができなくなり、オーバーヒートしたと思い、海上保安庁に救助を要請した。 本船は、海上保安庁の巡視艇にえい航され、入港後、機関の運転に異常がないことが判明した。
分析	本船は、航行中、荒天により帆を収納できずに右舷方へ傾斜している状況下、船底の海水吸入口を経て機関の冷却海水系統に空気が混入したことから、機関の冷却が阻害され、機関の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、荒天により帆を収納できずに右舷方へ傾斜している状況下、船底の海水吸入口を経て機関の冷却海水系統に空気が混入したため、機関の冷却が阻害され、機関の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ヨットの船長は、荒天時に航行する際、船体傾斜を減じるよう速力や針路の変更を行うなどして船底の海水吸入口が水面から出ないように注意を払うとともに、同吸入口が露出するほど船体が大きく傾斜している場合、機関を使用しないこと。</li></ul>
--------------	--